

許可申請のチェックリスト

凡例

- ◎：必要(省令で定められた図書等)
- ：必要(市細則等で定められた図書等)
- △：場合により必要
- －：不要

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
全般(共通事項)		○	○	☐ 必要部数：2 部(正副：副は返却用) ☐ 書類はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。
書類1	許可申請書			
	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 (様式第二) 又は 土石の堆積に関する工事の許可申請書 (様式第四)	◎	◎	【共通】 ☐ 申請者の氏名にふりがなを記載すること。 ☐ 面積、高さ、体積(土量)、延長(寸法)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。 <土地の所在地及び地番> ☐ 事業区域に含まれる区域の名称欄には、所在及び地番は登記事項証明書のとおりにすべて記載すること。なお、筆数が多い場合は、○番外○筆と記載し、別紙にすべての地番を記載したものを添付すること。 ☐ 代表地点(中心付近)の緯度経度は、世界測地系に従った現地計測や国土地理院が公表している地理院地図で確認するなどし、秒の値を少数第一位まで記入すること。 <その他必要な事項> ☐ 他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。 【形質の変更】 ☐ 「工事着手前の土地利用状況」は、宅地、農地等または公共施設用地のうち該当するものを記入すること。 ☐ 「工事完了後の土地利用」は、完了後の具体的な土地利用の用途および建築物等の建築の有無を記入すること。(設計説明書 設計の方針の「事業の目的」欄と整合させること。) ☐ 「盛土のタイプ」について、該当する盛土のタイプに「○」印を記入すること(複数選択可) (1)平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土 ☐ 「盛土又は切土の高さ」は、行為によって生ずる最大標高差を記入すること。(盛土と切土が混在する場合は、盛土と切土を行った後の地盤面で最も高い標高と最も低い標高の差が最大標高差となる。) なお、次の行為は、高さの判断において、盛土等として取り扱わない。 ○舗装(アスファルト、コンクリート)≠盛土 ○擁壁の設置に伴う基礎掘削≠切土 ☐ 「擁壁」、「崖面崩壊防止施設」及び「排水施設」は、種別、規格毎に記載するものとし、欄が足りない場合は、「別紙のとおりに」と記載し別紙を添付すること。なお、該当がなければ、「該当なし」と記載すること。 【土石の堆積】 ☐ 「工事の目的」は、「ストックヤード運営事業」など具体的な目的を記入すること。 なお、工事等に付随した堆積の場合には、その工事の期間も記入すること。
	委任状 (任意様式)	△	△	☐ 申請者以外の者が手続きをする場合は添付すること。 ☐ 代理人の住所、会社名、氏名、連絡先(TEL・FAX)を記載すること。 ☐ 委任する内容(変更ほか該当する手続き全般)を記載すること。 ☐ 申請者の住所及び氏名を記載し、押印すること。
	書類 3	設計(計画)に関する書類		
3-1	設計説明書 (第 4-1 号様式)	○	○	☐ 申請書等の記載内容と整合させ、記入欄が不足する場合は、別紙にて添付すること。 ☐ 「設計の方針」では、事業の目的、当該区域を選定した理由、事業区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画上注意した事項をできるだけ詳細に説明すること。 ☐ 空欄は「－」等を記載し、全ての欄を埋めること。
3-2	設計説明書 (公共施設の整備計画) (第 4-2 号様式)	○	○	☐ 該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
				□「公共施設の整備計画」では、公共施設の規模及び構造等について記載すること。また、公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関することも記載すること。
3-3	新たに設置される(従前の)公共施設一覧表 (第 5 号様式)	○	○	□該当項目がない場合は、「該当なし」と明示すること。 該当項目の例 ◇道路、里道・水路、調整池 ◇公園 ◇消防施設、上下水道施設、ごみ集積所 など
書類 4	設計者の資格に関する書類			
4-1	設計者資格調書 (第 6 号様式)	◎	—	□「高さ5m超の擁壁の設置」または「盛土・切土をする土地の面積が 1,500 m ² 超の土地における排水施設の設置」(盛土規制法施行令第21条各号)を計画の場合は添付すること。
4-2	卒業/修了/免許等を証する書類 (任意の書式)	○	—	□盛土規制法施行令第22条に掲げる資格を証明する書類の写しを添付すること。
書類 5	資力信用に関する書類			
5-1	資金計画書 (様式第三) 又は (様式第五)	◎	◎	□収入と支出の金額を整合させること。 □整地工事費は、伐開、暗渠排水、切土、盛土、敷地の整形、張芝及び擁壁等について算定し、記載すること。 □道路工事費は、路盤工、側溝及び舗装等について算定し、記載すること。 □排水工事費は、公共の用に供する排水施設、敷地排水施設及び調整池等について算定し、記載すること。 □付帯工事費は、仮設工及び道路復旧工で、事業に関連する工事について算定し記載すること。 □事業年度が跨る場合は、年度別資金計画を添付すること。
5-2	暴力団等に該当しないことの誓約書 (第 7 号様式)	○	○	□宛先を「近江八幡市長 《市長名》」と記入すること。 □法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記入すること。
5-3	資力信用調書 (第 8 号様式)	○	○	□各欄に必要事項を記入すること。
5-4	取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書等	○	○	□自己資金の場合は、金融機関等発行の残高証明書の原本(許可申請日前3カ月以内のもの)を添付すること。 □借入金の場合は、金融機関等発行の融資証明書等の原本(金融機関等名が判別できる朱印のもの、有効期限内のもの)を添付すること。 □融資証明書等は、融資目的(盛土規制法事業、土地購入および造成など)、融資場所(申請地代表地番)が明記されたものであること。
5-5	納税証明書	○	○	□国税事務所発行の最近 3 年間の法人税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。 なお、申請者が個人の場合は所得税の完納が分かる納税証明書とすること。 □地方税事務所発行の最近 3 年間の・法人住民税(県民税、市町民税)・法人事業税の完納が分かる納税証明書の原本を添付すること。なお、申請者が個人の場合は住民税の完納が分かる納税証明書とすること。
5-6	登記事項証明書および住民票記載事項証明書	◎	◎	□最新情報のもので申請日前 3 か月以内の登記事項証明書の原本を添付すること。なお、申請者が個人の場合は住民票記載事項証明書とすること。
5-7	財務諸表及び事業経歴書 (任意様式)	○	○	□申請者が個人である場合は添付不要。 □直前年度(最新情報)のものを添付すること。
書類 6	工事施行者の工事完成能力を確認する資料			
6-1	工事施行者の工事能力調書 (第 9 号様式)	○	○	□各欄に必要事項を記入すること。

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
6-2	登記事項証明書 または住民票記 載事項証明書	○	○	□最新情報のもので申請日前 3 か月以内の登記事項証明書の原本を添付すること。なお、 工事施行者が個人事業主等の場合は住民票記載事項証明書とすること。
6-3	事業経歴書 (任意様式)	○	○	□最新情報のものを添付すること。
6-4	建設業法による 許可証明書等	○	○	□建設業法第3条第1項の許可を受けていることを証する書類(建設業許可証明書などで有効 期限内のもの)の写しを添付すること。なお、建設業の許可を有していない場合は、当該工事 が軽微な建設工事に該当することを証明する書類を添付すること。
資料 7	公図(字限図)	○	○	□事業区域内を緑色で着色すること。 □地番、地目及び所有者名を記載すること。 □隣接地(道路も含む)の地番、地目及び所有者名を記載すること。 □里道(赤)及び水路(青)を明確に着色すること。 □字限図(公図)の転写年月日(3ヶ月以内)及び転写者名を記載すること。 □インターネット登記情報サービスによる字限図(公図)も可とするが、その場合は 情報取得 者名を記載すること。
資料 8	土地の登記事項 証明書	○	○	□謄本は申請時点から3ヶ月以内の証明書を添付すること。 □インターネット登記情報サービスによる証明書も可とするが、その場合は情報取得者名を 記載すること。
資料 9	権利者の全ての同意を得たことを証する書類			
9-1	宅地造成等工事 区域内権利者 一覧表 (第 10 号様式)	○	○	□申請者名義の土地のみ場合は、添付不要。 □地役権や地上権等、所有権以外の権利者も記入すること。 (土地の抵当権および根抵当権ならびに建築物の権利者の記入は不要とする。) □共有名義は、全権利者とその持ち分を摘要欄に記入すること。 □一部区域の場合は、摘要欄にその旨記入すること。
9-2	施行同意書 (第 11 号様式)	◎	◎	□上記一覧表と同一順序であること。 □同意の日付を入れ、権利者が押印したものを添付すること。 □事業区域内すべての土地が申請者の名義(権利者)の土地である場合は不要 【対象となる権利】 所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用賃借権、使用 収益権(永小作権、地役権(内容に応じて同意が必要と判断される場合があるため注意する こと))
9-3	印鑑登録証明書 又は印鑑証明書	○	○	□施行同意書に押印(使用)した印鑑の登録証明書類を添付すること。
書類 10	事前協議等に関する書類			
10-1	事前協議要件処 理一覧表 (第 12 号様式)	○	○	□「付加要件」および「処理事項」欄の記載内容は、各課・機関との協議確認書と整合させる こと。 □「処理年月日」欄には、協議番号も記載すること。また、他法令の許可等がある場合は法令 名、許可番号及び許可日を記載すること。 □協議不要意見や補足意見及びその処理対応も記載すること。 □申請者名を記載すること。
10-2	盛土規制法にか かる事前協議の 要件に対する協 議確認書 (第 3 号様式)	○	○	□関係課・機関の確認を受けた協議確認書の写しを添付すること。 □処理結果図書の添付順序は、要件処理一覧表の順序と同一順序とすること。 □協議確認書は(正に写し、副に原本)を添付すること。
10-3	関係法令の許可 証等	○	○	□関係法令の許認可等が必要な場合は、写しを添付すること。

書類の名称 (様式)		許可 12、30 条		明示すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
書類 11	官民境界確定 協議書	○	○	□官民境界がある場合は、官民境界確定協議書の写しを添付すること
書類 12	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
12-1	事前周知結果 報告書 (第 13 号様式)	◎	◎	□各欄に必要な事項を記入すること
12-2	周知にかかる 関係書類 (任意様式)	○	○	□周知に用いた資料、結果等がわかる書類を添付すること。
書類 13	工程表 (任意様式)	○	○	□梅雨時等については、詳細に記載のこと。 □作成者名を記載すること。
書類 14	水理計算書 (任意様式)	区域内	○	☐ 事業区域内の水理計算を行うこと。 ☐ 流出係数は、土地利用形態(地表状態)に応じて適切な値を用いること。 ☐ 降雨強度は、5 年から 10 年確率で想定される降雨強度を基本とする。 ☐ 排水施設の断面(余裕率等)については、上記のほか市が定める基準や市街地・農地・森林における基準を参考に、計画流出量を安全に排除できるよう決定すること。 ☐ 雨水排水計画平面図と整合していること。
		区域外	○	☐ 下流河川等への流量増を伴う工事については、事業区域外の水理計算および対策の必要性判断等を行うこと。 ☐ 流量増対策にかかる検討は、事業規模や一次放流(接続)先河川・施設により、当該河川・施設管理者が定める雨水排水計画基準等に基づき行うこと。(下流河川等の HWL についても協議・確認すること) ☐ 事前協議における、関係課・機関(河川・施設管理者)との協議確認内容と整合していること。(関係図面等を添付すること。) ☐ 河川・施設管理者との事前協議において、「協議不要」であった場合でも、一次放流先河川等(箇所)における流下能力評価は必ず行うこと。(ただし、上流の流域を考慮した検討は不要とする。)
書類 15	地盤調査・土質 試験その他調査 等資料 (任意様式)	○	—	☐ 地盤について講ずる措置等に関連して、必要な調査・試験結果等を添付すること。 ☐ 軟弱地盤対策の検討、擁壁等の必要地耐力、基礎補強(地盤改良)等の確認または検討に資するものであること。 ☐ 既存の調査資料(近傍のボーリング結果など)も可とするが、必要に応じて調査等を行うこと。
書類 16	擁壁等の構造計 算書 (任意様式)	◎	—	☐ 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁または崖面崩壊防止施設を設置する場合に添付すること。 ・擁壁または崖面崩壊防止施設の概要 ・構造計画、応力算定および断面算定 ☐ 任意設置擁壁の構造計算書は添付不要とする。安全性については事業者において責任をもって確認すること。 ☐ プレキャスト擁壁、ブロック積擁壁等で大臣認定品を使用する場合は、添付不要とするが、認定条件等と異なる設計をする場合には、添付すること。 ☐ 計算書作成者の氏名を記載すること。
書類 17	カタログ等	○	—	☐ 二次製品(擁壁、崖面崩壊防止施設、土留側溝、調整池等主要構造物)や土石崩壊等防止材(鋼矢板や防水シート等)はカタログの写しを添付し、該当箇所を着色表示すること。 ☐ プレキャスト擁壁、ブロック積擁壁等で大臣認定品を使用する場合は、カタログに加えて、宅造認定証及び製造工場の認証証明書(写し)を添付すること。 ☐ 擁壁の背面排水工に透水マットを採用する場合は、擁壁用透水マット協会認定品を使用することとし、カタログに加えて、協会認定証の写しを添付すること。

書類の名称 (様式)			許可 12、30 条		明示すべき事項
			形質の 変更	土石の 堆積	
書類 18	安定計算書 (任意様式)	盛土(のり面全体)	◎	—	☐ 渓流等において高さ 15m 超の盛土をするとき(政令7条2項2号)に、土質試験等に基づく盛土全体(地盤含む)の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。(その他追加措置に留意) ☐ 大規模造成地では、造成の規模・タイプにより盛土全体の安全性の検討を行うこと。 ☐ その他、盛土のり面の安全性の検討が必要な場合は、安定計算書を添付すること。(技術的基準 第 1 章参照のこと。)
		地盤(崖面)	◎	—	☐ 崖面を擁壁で覆わないとき(政令8条1項1号ロ)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。 ☐ 渓流等において高さ 15m 超の盛土をするとき(政令7条2項2号)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書を添付すること。(その他追加措置に留意)
書類 19	堆積土石の崩壊を防止するための措置に関する書類 (任意様式)		—	◎	☐ 土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐまたは滑動する堆積した土石を支えることができる措置(省令32条)の内容が、適切であることを証する書類(および図面)として添付すること。 (具体例) ・構台等の設計書 ・周辺の安全確保および柵等の設置に関する計画 ・堆積箇所の配置および空地確保に関する計画
書類 20	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する書類 (任意様式)		—	◎	☐ 次の①か②のいずれかの措置(省令34条)の内容が、適切であることを証する書類(および図面)として添付すること。 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧および自重によって損壊、転倒、滑動または沈下をしない構造でなければならない)を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ☐ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ☐ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊または滑りが生じないようにするための措置 (具体例) ・鋼矢板等の設計書 ・土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ・土石の傾斜部の安定化に関する計画
書類 21	土量計算書 (任意様式)		○	○	☐ 形質の変更の場合は、原則、事業規模や造成箇所に応じた適切な間隔の断面における平均断面法により土量を算出すること。 ☐ 土石の堆積の場合は、最大時の土量を算出すること。
書類 22	防災計画書 (任意様式)		○	—	☐ 1ha以上の造成時に添付すること。 ☐ 下記の内容を記入すること。 ・災害危険想定地域等の該当、災害履歴の有無、それら災害リスクへの対応内容 ・工事施行中の防災措置(土砂流出防止計画等) ・防災体制(工事中の現場管理体制、非常時の連絡体制※) ※消防署、医療機関、労働基準監督署、電気・通信関係、盛土等許可処分庁など
書類 23	現況写真 (任意様式)		◎	◎	☐ 区域界部および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ☐ 区域界を赤線で明示すること。 ☐ 鮮明なカラー写真であること。 ☐ 事業区域内外の河川、水路等は、スタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。
書類 24	その他市長が必要と認める書類 (任意様式)		○	○	☐ 地盤改良を行う場合の計画および根拠資料等 その他、事前協議または審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。

注 1 変更の場合(書類)

- ・変更前後が 1 枚で表示できる場合

変更前「黄色」、変更後「赤色」(変更のない箇所は「青色」または「黒色」で表示)の 2 段書き表示とし、様式の右肩にも凡例表示する。

- ・変更前後が 2 枚での表示となる場合

変更前「黄色」右上肩に「変更前」、変更後「赤色」(変更のない箇所は「青色」または「黒色」で表示)右上肩に「変更後」と表記する。

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
全般(共通事項)		○	○	☐ 図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) ☐ 図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ☐ 本チェックリストを提出時に添付すること。
図面 1	位置図	◎	◎	☐ 縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域は、赤色に着色すること。 ☐ 道路および目標となる地物を明示すること。
図面 2	付近見取図	○	○	☐ 縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域は、赤色に着色すること。 ☐ 道路は茶色、河川及び水路等は青色に着色すること。 ☐ 申請地の所在及び地番を記載すること。
図面 3	現況平面図 (地形図)	◎	◎	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域の土地の地番、地目、所有者名及び地形(高低差等)を記載すること。 ☐ 隣接地の地番、地目、所有者名及び地形(高低差等)を記載すること。 ☐ 官民境界確定線を明示し、確定日及び番号を記載すること。 ☐ 2mの標高差を示す等高線を明示すること。
図面 4	造成計画平面図 (土地の平面図)	◎	◎	【共通】 ☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 断面線を表示すること。 ☐ 現況地盤線は細線、計画線は太線で図示すること。 ☐ 雨水排水計画平面図と兼ねてもよい。 【形質の変更】 ☐ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐ 擁壁及び崖面崩壊防止施設の種類、高さ(全高及び見え高)及び延長等を記載すること。 なお、高さの確認が容易となるよう天端高、地盤高を分り易く表示すること。 ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 【土石の堆積】 ☐ 土石の堆積をする土地の部分(最大時の範囲・形状)を明示すること。 ☐ 地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲および最大勾配を明示すること。 ☐ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。 ☐ 空地の位置及び幅を明示すること。 ☐ 柵等を設置する位置を明示すること。 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。(凡例表示含む) ☐ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。(凡例表示含む)

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
図面 5	土地利用計画 平面図	○	－	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業完了後の土地利用及び形状、計画高を明示すること。 ☐ 予定建築物の形状、規模及び用途を記載すること。 ☐ 公共施設の位置及び形状を明示すること。 ☐ 事業区域内の道路寸法(幅員、隅切り、転回広場)を表示すること。 ☐ 事業区域境界部の構造物(擁壁等)の位置、種類、高さ(全高及び見え高)及び延長を記載すること。(既設構造物を含む) ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ☐ 事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ☐ 他法令等(道路法及び河川法)において施工される構造物の位置及び形状寸法等を記載すること。(法令等の名称、許可番号及び許可年月日等も記載すること。)
図面 6	造成計画断面図 (土地の断面図)	◎	◎	【共通】 ☐ 縮尺 1/100 以上(縮尺明示) ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域内外の地盤高を明示すること。 ☐ 官民境界確定線の明示し、官民境界の確定日及び番号を記載すること。 【形質の変更】 ☐ 切土又は盛土の計画地盤高及び現況地盤高を明示すること。なお、盛土又は切土をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示し、碎石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 ☐ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ☐ 法面勾配及び法面防護工を表示すること。 ☐ 擁壁及び崖面崩壊防止施設の寸法(全高、見え高、根入れ)を記載すること。なお、擁壁の前面が水路等の場合は、土質別許容角度線を明示したうえで擁壁の根入れ寸法を記載すること。 【土石の堆積】 ☐ 最大時の形状、高低差の著しい箇所(最大時の堆積高さを明示すること。) ☐ 地盤面の勾配が 1/10 を超える範囲における最大勾配を明示すること。 ☐ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。 ☐ 空地の位置及び幅を明示すること。 ☐ 柵等を設置する位置を明示すること。 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。 ☐ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容を明示すること。
図面 7	排水計画平面図 (排水施設の 平面図)	◎	○	【共通】 ☐ 造成計画平面図(土地の平面図)と兼ねてもよい。(縮尺同程度) ☐ 方位を記載すること。 ☐ 事業区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 事業区域内(放流先河川等含む)の排水方向を詳細に明示すること。 ☐ 雨水排水区域の区域界(事業区域内の集水区域、集水面積)※別の図面でも可 【形質の変更】 ☐ 予定建築物等の敷地の形状及び計画高を明示すること。 ☐ 法面(かけを含む。)および擁壁の位置および形状を明示すること。 ☐ 各構造物には、構造図と対照可能な番号を記載すること。 ☐ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 (雨水) ☐ 流末には、排水量を明示すること。 ☐ 遊水池(調整池)の位置及び形状を明示すること。 ☐ 都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称を記載すること。 ☐ 排水管の勾配、管種及び管径を記載すること。 ☐ 道路側溝その他の排水施設の位置及び形状寸法を記載すること。 ☐ 河川及び水路の名称、位置及び形状寸法を記載すること。 ☐ 放流先側溝及び水路等の勾配根拠を明示すること。 ☐ 吐口の位置を明示すること。 (汚水) ☐ 人孔の位置及び人孔間距離を明示すること。 ☐ 合併浄化槽を設置の場合は位置、形状、人槽及び放流管を明示すること。 ☐ 公共下水道の場合は、汚水樹の位置及び汚水管を明示すること。

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
図面 8	雨水排水流域図 (放流先経路図)	○	－	☐ 縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ☐ 事業区域から主要河川に至る経路がわかるものを作成すること。 ☐ 各ブロックは色分けし、ブロック毎に面積を記載すること。 ☐ ブロック別の記号を記載し、水理計算書の記号と対象が可能なものとする。こと。 ☐ 勾配根拠を明示すること。
図面 9	構造図 (崖の断面図) (擁壁の断面図) (崖面崩壊防止 施設の断面図)	○	－	☐ 縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ☐ 全ての構造物を表示すること。 ☐ 擁壁の寸法(全高、見え高、根入長等)及び勾配を明示すること。 ☐ 擁壁の材料、種類及び各部材の形状寸法を明示すること。 ☐ 裏込コンクリート及び透水層の位置寸法を明示すること。 ☐ 擁壁の隅角部については、詳細図を作成し添付すること。 ☐ 鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋図を添付し、鉄筋の位置、間隔及びかぶり厚さを明示すること。 ☐ 水抜穴の位置寸法を明示することがある場合はその詳細図を添付すること。 ☐ 隅角部補強図 ☐ 二次製品の場合は製品名(宅造認定品の場合はその旨も)を記載すること。 ☐ 基礎地盤の土質及び擁壁を設置する際に求める地耐力及び現場での確認事項を明示すること。 ☐ 地盤改良や基礎杭等の位置、材料及び寸法を記載すること。 ☐ 崖面崩壊防止施設構造図は、上記の擁壁構造図の留意事項に準じて作成すること。 ☐ 擁壁で覆わない崖面がある場合は、崖の高さ、勾配および土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ)、盛土または切土をする前の地盤面ならびに崖面の保護の方法を示した断面図を明示すること。
図面 10	擁壁等展開図 (擁壁の背面図) (崖面崩壊防止 施設の背面図)	○	－	☐ 縮尺 1/50 以上(縮尺明示) ☐ 全高、見え高、根入長等を明示すること。(構造図等と整合させること。) ☐ 主要地点の擁壁等の前面地盤高(根入れ高さとなる部分)を明示すること。(造成計画平面図および造成計画断面図と整合させること。) ☐ 隅角部補強の位置を明示すること。また、隅角部の折れ点から目地までの距離を明示すること。 ☐ 端数処理を行う箇所を明示すること。 ☐ 目地位置および目地の厚さを明示すること。 ☐ 擁壁の折点について、隅角部(135度以下)かどうか、角度を明示すること。 ☐ 見え高が1m以下であることを確認するために、任意設置擁壁についても展開図を作成すること。また、任意設置擁壁である旨を明示すること。
図面 11	堆積土石の崩壊 を防止するた めの措置に関 する図面 (構造図ほか)	－	○	☐ 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合に添付すること (土地の平面図(造成計画平面図)等で明示できる場合は、この限りではない。) ☐ 任意の縮尺(縮尺明示) ☐ 堆積土石の崩壊を防止するための措置に関する書類と対照が可能なものであること。
図面 12	土石の崩壊に伴 う土砂の流出 を防止する措 置に関する図 面 (構造図ほか)	－	○	☐ 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合に添付すること (土地の平面図(造成計画平面図)等で明示できる場合は、この限りではない。) ☐ 任意の縮尺(縮尺明示) ☐ 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に関する書類と対照が可能なものであること。
図面 13	求積図(丈量図)	○	○	☐ 縮尺 1/500 以上(縮尺明示) ☐ 事業区域の求積は積上げによる方法ではなく、全域で算出すること。 ☐ 求積表は出来る限り同一図面に記載すること。 ☐ 求積計算及び辺長計算は座標による計算とし、計算表を記載すること。 ☐ 外周長(辺長)を記載すること。 ☐ 次の①および②の両方の面積にかかる求積図(丈量図)を添付すること。 ①土地の面積 ②行為をする土地の面積 【形質の変更】 ☐ ①において、土地利用計画平面図(および設計説明書)における土地利用計画ごとの面積と整合した求積図を別途、添付すること。(宅地、道路用地、公園など)

図面の名称		許可 12、30		明示等すべき事項
		形質の 変更	土石の 堆積	
図面 14	防災工事・施設 に関する計画図 面	○	－	☐ 1ha 以上の造成について添付すること。 ☐ 防災計画書の内容と整合させること。 ☐ 土地の平面図(造成計画平面図)と同等の縮尺(縮尺明示) ☐ 方位を明示すること。 ☐ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 ☐ 等高線を明示すること。 ☐ 計画道路線を明示すること。 ☐ 段切位置を明示すること。 ☐ 防災施設の位置、形状寸法及び名称を記載すること。 ☐ 運土計画を計画すること。 ☐ 工事中の雨水排水系路を明示すること。 ☐ 防災施設の設置時期及び期間等を記載すること。
図面 15	その他市長が必要と認める図面	○	○	☐ 宅地造成にかかる給水計画平面図、建築物計画図(配置・平面・立面)ほか ☐ 雨水排水対策の検討にかかる排水計画縦断面図、断面図(HWL 明示)ほか ☐ 調整池の設置にかかる構造図ほか ☐ 道路計画にかかる標準断面図、縦断面図、横断面図ほか その他、事前協議または審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。

注 2 変更の場合（図面）

- ・変更前後が 1 枚で表示できる場合

変更無「青色」または「黒色」

変更前「黄色」

変更後「赤色」

構造図新規「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「新規」と表記

構造図廃止「黄色」で「×」で消去

- ・変更前後が 2 枚での表示となる場合

変更無「青色」または「黒色」

変更前「黄色」で変更箇所を表示し、タイトルに「黄色」で「変更前」と表記

変更後「赤色」で変更箇所を表示し、タイトルに「赤色」で「変更後」と表記